

判 決 骨 子

【判決言渡日】

令和4年7月13日午後3時00分（第103号法廷）

【事件番号及び事件名】

5 平成24年(ワ)第6274号 損害賠償請求事件、同第20524号、同第30356号、平成25年(ワ)第29835号 共同訴訟参加事件

【担当部及び担当裁判官】

民事第8部 裁判長裁判官朝倉佳秀 裁判官丹下将克 裁判官川村久美子

【当事者等】

10 原告及び原告共同訴訟参加人ら：浅田正文ほか47名（本件原告ら）

被告ら：勝俣恒久（被告勝俣）、清水正孝（被告清水）、武黒一郎（被告武黒）、武藤栄（被告武藤）、小森明生（被告小森）

被告ら補助参加人：東京電力ホールディングス株式会社（東京電力）

【主文の要旨】

- 15 1 被告勝俣、被告清水、被告武黒及び被告武藤は、東京電力に対し、連帯して、13兆3210億円及びこれに対する平成29年6月2日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 本件原告らの被告勝俣、被告清水、被告武黒及び被告武藤に対するその余の請求並びに被告小森に対する請求をいずれも棄却する。

20 【事案の概要】

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（本件地震）に伴う津波（本件津波）によって、東京電力が設置、運転する福島第一原子力発電所（福島第一原発）が破壊され、炉心損傷ないし炉心溶融に至ったこと等により、原子炉から放射性物質を大量に放出する事故（本件事故）が発生した。

25 本件は、東京電力の株主である本件原告らが、取締役であった被告らにおいて、福島県沖で大規模地震が発生し、福島第一原発に津波が遡上して過酷事故（原子

炉から放射性物質を大量に放出する事故)が発生することを予見し得たから、その防止に必要な対策を速やかに講ずべきであったのに、これを怠った取締役としての善管注意義務違反等の任務懈怠があり、これにより、本件事故が発生し、東京電力に損害を被らせたなどと主張し、会社法847条3項に基づき、同法423条1項の損害賠償請求として、被告らに対し、連帯して、損害金22兆円及びこれに対する遅延損害金を東京電力に支払うよう求める株主代表訴訟である。

【理由の骨子】

第1 東京電力に対する取締役の善管注意義務について

原子力発電所において、一たび炉心損傷ないし炉心溶融に至り、周辺環境に大量の放射性物質を拡散させる過酷事故が発生すると、当該原子力発電所の従業員、周辺住民等の生命及び身体に重大な危害を及ぼし、放射性物質により周辺環境を汚染することはもとより、国土の広範な地域及び国民全体に対しても、その生命、身体及び財産上の甚大な被害を及ぼし、地域の社会的・経済的コミュニティの崩壊ないし喪失を生じさせ、ひいては我が国そのものの崩壊にもつながりかねないから、原子力発電所を設置、運転する原子力事業者には、最新の科学的、専門技術的知見に基づいて、過酷事故を万が一にも防止すべき社会的ないし公益的義務がある。

法令の定めを見ても、原子炉施設を設置する者において、その安全性を確保すべき一次的責任を負うことを前提とすることは明らかである。

したがって、原子力発電所を設置、運転する会社は、最新の科学的、専門技術的知見に基づいて想定される津波により原子力発電所の安全性が損なわれ、炉心損傷ないし炉心溶融に至り、過酷事故が発生するおそれがある場合には、これにより生命、身体及び財産等に被害を受け得る者に対し、当該想定される津波による過酷事故を防止するために必要な措置を講ずべき義務を負う。

また、原子力発電所において過酷事故が生じた場合には、原子力事業者は、原子力損害の賠償に関する法律により無過失であっても莫大な賠償責任等を負

い、その存続の危機に陥ることになる。

そうすると、原子力事業を営む会社の取締役は、最新の科学的、専門技術的知見に基づいて想定される津波により過酷事故が発生するおそれがある場合には、想定される津波による過酷事故を防止するために必要な措置を講ずるよう指示等をすべき会社に対する善管注意義務を負う。そして、東京電力の取締役であった被告らが、最新の科学的、専門技術的知見に基づく予見対象津波により福島第一原発の安全性が損なわれ、これにより過酷事故が発生するおそれがあることを認識し、又は認識し得た場合において、当該過酷事故を防止するために必要な措置を講ずるよう指示等をしなかったときには、東京電力に対し、取締役としての善管注意義務に違反する任務懈怠があったことになる。

第2 予見可能性の有無について

1 予見対象津波の程度について

福島第一原発1号機～4号機において、10m盤（主要建屋の配置された敷地）を1mを超える程度の高さの津波が襲来した場合には、主要建屋に浸水して非常用電源設備等が被水し、全交流電源喪失（SBO）及び主な直流電源喪失により原子炉冷却機能を失い、過酷事故が発生する可能性が高かったから、上記の規模の津波の予見可能性が認められる場合には、東京電力の取締役であった被告らに対し、過酷事故の回避義務を負わせる根拠となり得る。

2(1) 長期評価の見解の信頼性について

原子力発電所を設置、運転する会社の取締役において、対策を講ずることを義務付けられる津波の予測に関する科学的知見というには、特定の研究者の論文等において示されたというだけでは足りないものの、例えば、津波の予測に関する検討をする公的な機関や会議体において、その分野における研究実績を相当程度有している研究者や専門家の相当数によって、真摯な検討がされて、取りまとめが行われた場合など、一定のオーソライズがされた、相応の科学的信頼性を有する知見である必要があり、それで足りる。

地震本部の目的・役割、そのメンバー構成及び長期評価の特徴に加え、3
段階の適切な議論を経て、一定の理学的根拠を示していることに照らせば、
長期評価の見解は、一定のオーソライズがされた相応の科学的信頼性を有す
る知見であったから、理学的に見て著しく不合理であるなどの特段の事情の
ない限り、原子力発電所を設置、運転する会社の取締役において、当該知見
5 に基づく津波対策を講ずることを義務付けられるものであった。

なお、地震学における異論の存在、津波評価技術において福島県沖日本海
溝沿いに波源の設定領域が設けられていなかったこと、地震本部が長期評価
の見解の信頼度をCとしたこと、地震研究者等からの批判、中央防災会議専
門調査会の報告及び地方公共団体の防災対策に反映されなかったこと等は、
10 長期評価の見解の科学的信頼性を否定すべき特段の事情にあたるものではな
く、保安院等が長期評価の見解の信頼性を認めていなかったともいえない。

(2) 明治三陸試計算結果及び延宝房総沖試計算結果の信頼性について

明治三陸試計算は、長期評価の見解に従い、津波評価技術の手法に基づき
15 実施されたものであり、明治三陸地震と同様の地震が福島県沖日本海溝沿い
で発生したと仮定した場合の結果（福島第一原発の敷地南側における津波水
位が最大O. P. + 1 5 . 7 0 7 m等）の精度は信頼のおけるものであった。

また、延宝房総沖試計算結果（福島第一原発の敷地南側における津波水位
が最大O. P. + 1 3 . 5 5 2 m等）は、これによる津波の予見可能性を認
めるに足りる相応の科学的信頼性を有するものであった。
20

(3) 貞観津波に係る貞観試計算結果の信頼性について

貞観津波に係る知見は、遅くとも平成21年7月の時点では、相応の科学
的信頼性を有する知見であって、貞観試計算結果は、この計算結果以上の津
波の予見可能性を認めるに足りる相応の科学的信頼性を有していた。

25 第3 任務懈怠の有無について

1 原子力発電所の安全性や健全性に関する評価及び判断は、自然事象に関する

評価及び判断も含め、極めて高度の専門的かつ技術的事項にわたる点が多いから、原子力発電所を設置、運転する会社の取締役としては、会社内外の専門家や専門機関の評価ないし判断が著しく不合理でない限り、これに依拠でき、また、そうすることが相当であり、逆に、特段の事情もないのに、これと異なる
5 評価ないし判断を行った場合には、その判断の過程、内容は著しく不合理と評価される。

被告武藤は、①相応の科学的信頼性が認められる長期評価の見解及び明治三陸試計算結果について、信頼性及び成熟性が不明であると評価ないし判断した上、②長期評価の見解も踏まえた福島県沖日本海溝沿い領域における地震の取
10 扱いについて土木学会に検討を委託し、その見解が提示されれば、速やかにドライサイトコンセプトに基づく津波対策を実施するとの手順をとる判断をしたが（武藤決定）、③土木学会の見解が提示されるまでの間、明治三陸試計算結果と同様の津波により福島第一原発1号機～4号機の全電源が喪失して過酷事故が発生することを防止するための津波対策を速やかに講ずるよう指示等をして
15 しておらず（本件不作為）、その他の被告らも、武藤決定及び本件不作為に係る判断を是認し、上記③のような指示等をしなかった。

2 被告武藤について

(1) 被告武藤の上記①の判断は、社内の専門部署である東電土木調査グループの説明及び意見に依拠したものではなく、これに反する独自の判断であった
20 から、著しく不合理であって、福島第一原発1号機～4号機において明治三陸試計算結果を前提としてドライサイトコンセプトに基づく防波堤や防潮堤等の津波対策工に着手することが必要であり、かつ可能であった。

一方、大規模構造物を設置するための社内外における説明等を容易にするとの観点や、そのような大がかりな工事における手戻りを防ぐといった観点
25 から、土木学会に長期評価の見解を踏まえた波源等の検討を委託することは、当該検討の間、過酷事故を防止し得る措置が講じられるのであれば、その限

度で、一定の合理性を有するから、武藤決定（上記②）自体は経営判断として著しく不合理とまではいえない。

- 5 (2) 武藤決定（上記②）には、経営判断としての一定の合理性があるとしても、その間、ウェットサイトに陥っている福島第一原発を、何らの津波対策に着手することもなく放置する本件不作為（上記③）の判断は、相応の科学的信頼性を有する長期評価の見解及び明治三陸試計算結果を踏まえた津波への安全対策を何ら行わず、津波対策の先送りをしたものと評価すべきであり、著しく不合理であって、許されるものではない。

10 被告武藤には、武藤決定を前提として、その間、明治三陸試計算結果と同様の津波が襲来した場合であっても福島第一原発1号機～4号機においてSBO及び主な直流電源喪失といった過酷事故に至る事態が生じないための最低限の津波対策を速やかに実施するよう指示等をすべき取締役としての善管注意義務があったのに、これをしなかった任務懈怠があった。

- 15 (3) なお、生じ得る結果の重大性を考慮すれば、東京電力の取締役に、10m盤がドライサイトを回復するまで原子炉の運転を停止すべき義務が生じることも十分に考えられる。

20 しかし、東京電力には、電力の安定供給という国民生活の基盤に関わる責務があり、原子炉の運転停止が我が国の産業及び国民生活に与える重大な影響に鑑みると、原子力発電所を設置、運転する会社の取締役に於いて原子炉の運転停止措置が義務付けられるというには、原子力発電所において過酷事故発生の可能性があるにもかかわらず、これを防止するための安全対策が速やかに講じられる見込みがない場合であることを要する。

25 これを本件についてみるに、福島第一原発1号機～4号機において津波による過酷事故が発生する可能性があったものの、後記のとおり、これを防止し得る一定の安全対策として建屋等の水密化措置が速やかに講じられる見込みがあったから、被告らにおいて、原子炉の運転停止措置が義務付けられる

状況にあったとまではいえない。

3 被告武黒について

被告武黒は、平成20年8月上旬頃、武藤決定及び本件不作為を認識するとともに、長期評価の見解及び明治三陸試計算結果の概略を認識し、その内容を容易に認識し得たから、明治三陸試計算結果と同様の津波により、福島第一原発1号機～4号機において過酷事故が発生する可能性も認識し得たところ、武藤決定に基づく土木学会での長期評価の見解を踏まえた波源等の検討のため、ドライサイトコンセプトに基づく防波堤や防潮堤等の大規模構築物の工事に着手するまでに相当の長期間を要することとなったのであるから、その間、当該津波によって過酷事故に至る事態が生じないための最低限の津波対策を速やかに実施するよう指示等をすべき取締役としての善管注意義務があったのに、そのような指示等をせず、本件不作為の判断を是認した任務懈怠があった。

4 被告小森について

被告小森は、平成22年6月、常務取締役、原子力・立地本部副本部長に就任し、同年7月頃、長期評価の見解及び明治三陸試計算結果を認識し、これと同様の津波により、福島第一原発1号機～4号機において過酷事故が発生する可能性を認識し得たところ、武藤決定により、ドライサイトコンセプトに基づく大規模構築物の工事に着手しないまま、土木学会での検討に相当の長期間を要していたのであるから、当該津波によって過酷事故に至る事態が生じないための最低限の津波対策を速やかに実施するよう指示等をすべき取締役としての善管注意義務があったのに、これをしなかった任務懈怠があった。

5 被告勝俣及び被告清水について

被告勝俣及び被告清水は、平成21年2月11日に開催された御前会議と呼ばれる東京電力内部の会議に出席したところ、福島第一原発の津波バックチェックについての報告がされる中で、津波評価技術の手法の使い方をよく考えて説明しなければならない、もっと大きな14m程度の津波が来る可能性がある

という人もいて、前提条件となる津波をどう考えるか、そこから整理する必要があるという発言（吉田発言）がされ、これをめぐる議論が行われた。

議論では、14 m程度の津波が来る可能性があるというのが相応の権威のある機関の見解であること、かかる津波の襲来により、福島第一原発及び東海第二原発で津波が敷地に遡上することになるが、東海第二原発を設置、運転する日本原電はこれに対応するための改造を検討中であること、東京電力は、日本原電とは異なり、直ちに津波対策工を実施しておらず、かかる津波の取扱いを検討中であること等についての説明がされたか、これが前提となっていた。

被告勝俣及び被告清水としては、14 mの津波の襲来可能性の見解を述べているのが相応の権威がある機関であり、他の原子力事業者もこれに対応するための改造を検討していること、津波対策が新たに実施されない限り、かかる津波が福島第一原発1号機～4号機に襲来した場合に過酷事故が発生する可能性があることを認識したのであるから、いずれも、津波の襲来可能性があるとする見解の信頼性や成熟性が不明であるとして速やかな津波対策を講じない原子力・立地本部の判断に著しく不合理な点がないかを確認すべき義務があり、そのような確認をしていれば、相応の科学的信頼性を有する長期評価の見解及び明治三陸試算結果によると、明治三陸試算結果と同様の津波が福島第一原発1号機～4号機に襲来し、SBO及び主な直流電源喪失により過酷事故が発生する可能性があること、武藤決定によって土木学会において波源等の検討を行う相当の長期間、ドライサイトコンセプトに基づく防波堤や防潮堤等の工事に着手されないままとなることを容易に認識し得たのであるから、その間、当該津波によって過酷事故に至る事態が生じないための最低限の津波対策を速やかに実施するよう指示等をすべき取締役としての善管注意義務があったのに、これをしなかった任務懈怠があった。

25 第4 任務懈怠と本件事故発生との因果関係について

1 ドライサイトコンセプト以外の措置の発想可能性について

本件事故前の我が国の原子力事業者にとって、ドライサイトコンセプト以外の津波対策措置を発想することは十分に可能であり、被告らから、想定される津波が襲来した場合に福島第一原発において過酷事故が生じないための最低限の津波対策を速やかに行うよう指示等を受けた東京電力の担当部署としては、津波が敷地に遡上しても福島第一原発においてSBO及び主な直流電源喪失といった事態が生じないための措置であって、速やかに実施できる津波対策を検討することになった可能性が高かった。

2 主要建屋及び重要機器室の水密化の措置について

①東京電力が、福島第一原発の内部溢水対策として一部の水密化措置を講じていたこと、②溢水勉強会における浸水経路の把握、③日本原電による敷地への浸水を前提とした津波対策の完了及び水密扉の設置の検討状況、④中部電力による浜岡原発の浸水を前提とした津波対策の状況等に照らせば、東京電力の担当部署は、主要建屋や重要機器室の水密化を容易に着想して実施し得た。

具体的な水密化措置としては、柏崎刈羽原発における、①原子炉建屋とタービン建屋の開口部の防潮板又は防潮壁の設置、②原子炉建屋とタービン建屋の扉の水密化、③原子炉建屋内とタービン建屋内の壁の貫通部の止水処理と同様の措置が講じられた可能性が高く、④機器ハッチに対する止水処理等も行われた可能性が高かった。

3 非常用電源設備の高所設置について

大規模な工事であり、相当の期間を要したものと考えられること等によれば、最低限の津波対策を速やかに構ずるよう指示された東京電力の担当部署において、実施された可能性が高かったとまではいえない。

4 可搬式機材の高所配備について

建屋等の水密化措置が講じられた場合でも、建屋等の一部に浸水が生じた場合等を想定した何らかの措置が講じられた可能性は十分に認められ、運用面で

の対策として、浸水による電源喪失を前提とした電源融通等の具体的な実施手順を定めることや、実施訓練を行うこと等は、容易に発想し得るから、実施される可能性は十分にあった一方、設備面等の対策は、容易に発想し得るとはいえず、実施された可能性が高かったとまではいえない。

5 5 建屋及び重要機器室の水密化の措置（本件水密化措置）は、建屋の水密化自体でも本件津波の浸水を防ぐのに十分であった上、重要機器室の水密化によって浸水を阻むという多層的な津波対策となっていたことから、本件津波による電源設備の浸水を防ぐことができた可能性が十分にあった。仮に、一部の電源設備が浸水するような事態が生じ得たとしても、運用面での一定の措置も考慮すれば、重大事態に至ることを避けられた可能性は十分にあった。

10 6 本件水密化措置について、計画、設計から工事の完了までに要する期間は、対策が並行して行われたとして、合計2年程度と認められる。

15 被告武藤の任務懈怠は、平成20年7月31日以降、被告武黒の任務懈怠は、同年8月上旬頃以降、被告勝俣及び被告清水の任務懈怠は、いずれも平成21年2月11日以降であり、本件津波の襲来時までに本件水密化措置を講ずることが可能であったから、本件事故との間に因果関係が認められる。

他方、被告小森の任務懈怠は、平成22年7月頃以降であったから、本件津波の襲来時までにこれらを講ずることが可能であったとはいえず、本件事故との間に因果関係は認められない。

20 第5 損害の有無及びその額について

東京電力は、①廃炉について約1兆6150億円を支出し、②被災者に対する損害賠償費用について合計7兆0834億円の賠償金支払の合意をし、また、③除染・中間貯蔵対策費用について、環境省が平成31年度までに要する累計金額は4兆6226億円となり、これは最終的には東京電力の負担となる。

25 したがって、その合計額である13兆3210億円が、被告勝俣、被告清水、被告武黒及び被告武藤の各任務懈怠による東京電力の損害である。